特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年７月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年７月４日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ささえ愛みんなの家

３　代表者の氏名

清水　恵一

４　主たる事務所の所在地

上越市大和２丁目１番 16 号

５　定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者、また母子などへの支援活動を行い、もって誰もが明るく充実した日々が過ごせる地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（事業） 第５条　（略） (1)～(4)　（略） (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (6)　（略）	（事業） 第５条　（略） (1)～(4)　（略） (5)　（略）
（権能） 第24条　（略） (1)～(3)　（略） (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6)～(8)　（略）	（権能） 第24条　（略） (1) ～(3)　（略） (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) ～(8)　（略）
（議決） 第29条　（略） ２　（略） ３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。	（議決） 第29条　（略） ２　（略）
（議事録） 第31条　（略） (1) ～(5)　（略） ２　（略） ３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思を表示をしたことにより、総会の	（議事録） 第31条　（略） (1) ～(5)　（略） ２　（略）

議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容 (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の議決があったものとみなされた日 (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名	
（事業計画及び予算） 第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	（事業計画及び予算） 第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（事業報告及び決算） 第49条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略）	（事業報告及び決算） 第49条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２　（略）
（定款の変更） 第52条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。	（定款の変更） 第52条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。